

大子町公告第 2 号

令和 7 年 5 月 27 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、
森林経営管理法第 9 条の規程により公告する。

令和 8 年 1 月 1 9 日

大子町長 高梨 哲彦 印



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
R7 集 1-1	下金沢 1219-2	423 林班 11	山林	1.69	
R7 集 1-3	下金沢 1220-ろ	423 林班 7	山林	2.17	
R7 集 1-4	下金沢 1219-4	423 林班 12	山林	7.39	
R7 集 1-5	下金沢 1219-5	423 林班 10	山林	7.37	

※地番、林小班については計画の代表のみ記載

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

上記森林に係る経営管理権の内容を変更するため、取り消しをするもの。

以上

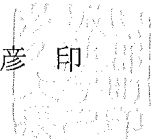
大子町公告第3号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月19日

大子町長 高梨 哲彦 印



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
R7集2-1	下金沢 1219-2	423 林班 11	山林	1.23	
R7集2-2	下金沢 1220-ろ	423 林班 4	山林	2.48	
R7集2-3	下金沢 1219-4	423 林班 13	山林	6.51	
R7集2-4	下金沢 1219-5	423 林班 12	山林	3.03	
R7集2-5	下金沢 1248	423 林班 75	山林	5.47	

※地番、林小班については計画の代表のみ記載

2 縦覧場所

大子町役場農林課

※大子町ホームページにて閲覧できます。

(リンク <https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005982.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が大子町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。